

S.E.N.S 養成セミナー受講規約

本規約は、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会（以下「本協会」という）が定める特別支援教育士資格認定規程第4条に基づき、本協会が主催、運営する S.E.N.S 養成セミナー（以下「養成セミナー」という）の受講条件を定めたものである。養成セミナーの受講登録の申込をする者は、本規約に同意したうえで受講登録の申込みを行ったものとみなす。

第1条 受講登録

1. 養成セミナーを受講しようとする者は、本協会が定める所定の方法に従って、受講登録の申込及び受講登録料の支払いをするものとし、本協会から受講登録番号を交付されることにより受講登録が完了するものとする。
2. 本協会は、受講登録の申込をした者に以下の事由があると判断した場合、受講登録を承認せず、または承認した受講登録を取り消すことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
 - (1) 一般社団法人日本 LD 学会の正会員でない者による申込の場合
 - (2) 本協会の定める諸規程（本規約を含む。）に違反したことがある者による申込の場合
 - (3) その他、本協会が受講登録を相当でないと判断した場合
3. 受講登録をした者（以下「受講登録者」という）は、次項に定める受講登録期間中に限り、養成セミナーを受講することができる。
4. 受講登録期間は、受講登録を行った日が属する年度の期初(4月1日)から起算して3年間とする。ただし、受講登録期間内に所定のポイントを取得できなかった場合、1回に限り受講登録期間を3年間延長すること（再登録）が出来るものとする。

第2条 養成セミナーの参加申込み

養成セミナーの参加申込みは、本協会が定める所定の方法に従って行うものとする。

受講登録者が本協会に参加申込を行い、養成セミナー参加費を支払った後、本協会が承諾した旨のメール文面、書面など（以下「文書」という）が受講登録者に通知されることにより、養成セミナーの参加が確定するものとする。

第3条 参加費の支払

1. 養成セミナーの参加費は養成セミナーごとに、本協会が別途定めるものとし、受講登録者は本協会が定める期限までに支払うものとする。
2. 本協会の養成セミナーの参加費の支払方法は次に定めるとおりとする。
 - (1) 銀行振込
本協会が指定する口座へ振込。（振込の際にかかる振込手数料は受講登録者の負担と

する。)

(2) クレジット決済

本協会所定の方法でカード決済。

(3) コンビニ支払い

本協会が指定するコンビニエンス・ストアにおいて、所定の方法で払い込み。

第4条 養成セミナーのキャンセル

1. 受講登録者は、各養成セミナーの申込受付期間内に限り、本協会が定める所定の方法により、申込済みの養成セミナーをキャンセルすることができる。
2. 前項にかかわらず、申込済みの養成セミナーが指導実習である場合には、指導実習開催日の3日前までに限り、これをキャンセルすることができる。この場合、キャンセルの時期に応じて、次のとおり支払済みの参加費の返金を受けることができる。なお、返金は、当該養成セミナー開催後1ヶ月以内に、返金手数料(1,000円+消費税)を控除して行なわれるものとする。
 - ・申込受付期間終了日～指導実習開催初日の15日前までのキャンセル：参加費・宿泊費の全額返金
 - ・指導実習開催初日の14日前～指導実習開催初日の4日前までのキャンセル：宿泊費のみ全額返金
3. 各養成セミナー実施日以降の受講登録者からのキャンセルは認められない。また、参加費の返金は一切行わない。
4. 受講登録者の都合による欠席については、参加費の返金は一切行わない。

第5条 養成セミナーの実施

本協会は、受講に関して受講登録者に通知した文書に記載の日時に養成セミナーを実施する。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合、交通機関のストライキや暴動やクーデターが発生した場合、担当講師の不測の事故、病気、慶弔時等の場合、その他、本協会が不可抗力により開催が不可能と判断したときなどには、日時等の変更、代替措置、開催の中止を本協会の判断により実施する。

前項の場合、本協会は養成セミナーの中止または中断後1ヶ月以内に、参加費を返金するものとする。ただし、本協会の責任は受領済の参加費の返金に限られるものとし、他一切の責任を負わないこととする。

第6条 特別支援教育士〔S.E.N.S〕の資格認定

S.E.N.S養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得し、所定の資格申請条件を満たした者は、特別支援教育士資格認定規程に従い、特別支援教育士〔S.E.N.S〕の資格認定申請を行うことができる。

第7条 遵守事項

受講登録者は、養成セミナーを受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会及び本協会が依頼する講師等の指示に従うこと及び他の受講登録者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 養成セミナーの内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、本協会及び本協会が依頼する講師等に一切の責任を求めないこと
- (3) 養成セミナーの受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、本協会及び本協会が依頼する講師等に一切の責任を求めないこと
- (4) 他の受講登録者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等の活動への勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと
- (5) 養成セミナー講義室内における写真撮影、録音、録画を行わないこと
- (6) 養成セミナーの内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行わないこと
- (7) 受講登録者は、養成セミナーの内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、受講登録者個人の私的利用の範囲内で使用すること
- (8) 養成セミナーの受講は、受講登録者の携わる事業における成果を何ら保障するものでなく、また、受講登録者の行う業務や事業に関して一切の責任を負うものでないため、本協会及び本協会が依頼する講師等に一切の責任を求めないこと
- (9) 本協会や本協会の利害関係者に損害を与える行為を行わないこと

第8条 受講登録の解除

1. 受講登録者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本協会は事前に通知することなく、直ちに当該受講登録者の受講登録を解除し、受講資格を停止、又は将来に向かって取り消すことができるものとする。その場合、本協会が主催するいかなるセミナー・講習会などの受講もできなくなるものとする。また、この場合、受講登録料及び参加費の返金は一切行わない。

- (1) 本協会の同意なく、養成セミナーの内容を第三者に開示した場合
- (2) 養成セミナーの内容を改変して使用した場合
- (3) 本規約又は法令に違反した場合
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (5) 本協会の事前の同意なく、本協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使

用した場合

- (6) 本協会又は本協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 本協会の事業活動を妨害する等により本協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (8) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (9) 養成セミナー内容を適切に理解できない可能性があるとして本協会が判断した場合
- (10) 営利、又はその準備を目的とした行為及び営業活動や勧誘の禁止、その他本協会が別途禁止する行為を行った場合
- (11) 受講登録者に対する破産、民事再生その他倒産手続きの申立があった場合
- (12) 受講登録者が後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
- (13) 受講登録者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、またはその関係者であることが判明した場合
- (14) 前条に定める遵守事項その他の本規約に違反した場合
- (15) その他、受講登録者として不適切と本協会が判断した場合

2. 本協会は、本条1項に該当する場合の他、受講登録者が養成セミナーの進行の妨げになると判断した場合、退席を命じることがある。

第9条 知的財産権

養成セミナーに関する著作権などの知的財産権は、本協会または使用するテキストや資料等の執筆者に帰属する。

第10条 受講に関する支援・配慮

養成セミナーは、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートは行わない。受講にあたり補助・介助など特別な配慮を必要とする場合には、所定の様式に従い本協会に事前に申し出るものとし、本協会は過度な負担にならない範囲で対応に努めるものとする。

第11条 免責事項

本協会の責めに帰さない養成セミナーの遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他養成セミナーに関連して発生した受講登録者又は第三者の損害について、本協会は一切の責任を負わないものとする。

第12条 情報保護

本協会は、養成セミナーに関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱うものとする。また受講登録者は、養成セミナーに関連して知りえた個人情報等を第三者に開示してはならない。

第 13 条 登録情報の使用

本協会は、本協会のウェブサイト上に掲載している個人情報保護方針に従い、登録情報及び受講登録者が養成セミナーを受講する過程において、本協会が知り得た情報を使用することができるものとする。本協会は、養成セミナーの内容の撮影及び録音を行い、資料又は販促物として本協会のウェブサイトや各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合がある。

第 14 条 通知

受講登録者は、住所、氏名、メールアドレス、電話番号を変更したときは、本協会のウェブサイトにある会員専用マイページから遅滞なくその変更内容を登録するものとする。変更の登録がない場合には、本協会は受講登録者に送付すべき郵便物、メールは受講申込書に記載された受講登録者の住所宛またはメールアドレス宛に発送すれば足り、その郵便物、メールは通常到達すべき時に到達したものとみなす。受講登録者に発送された郵便物が受講登録者の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に受講登録者に到達したものとみなす。

第 15 条 地位の譲渡

受講登録者が養成セミナーの受講登録者の地位を第三者に譲渡することを禁じる。また、受講登録者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できないものとする。

第 16 条 損害賠償

受講登録者は、本規約及び法令の定めに従って違反したことにより、本協会及び本協会が依頼する講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、受講登録者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第 17 条 規約の変更

本協会は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を理事会の議決により変更することができる。変更された本規約は、本協会のウェブサイト上に掲載された時点で、効力を発し、以後当該変更された本規約が受講登録者に適用されるものとする。

第 18 条 条項等の無効

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第 19 条 本協会の責任

本協会は、故意または重過失に基づく場合を除き、養成セミナーまたは本規約に関連して受講登録者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害及び逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、本協会が当該受講登録者から受領した参加費の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとする。

理由の如何を問わず、受講登録者が、本協会または養成セミナーの開催場所に物件を残置し、当該養成セミナー終了後1ヶ月以内に本協会の定める手続により返還を請求しなかった場合、本協会は、受講登録者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとする。

第20条 管轄裁判所

本協会と受講登録者の間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本規約に関する準拠法は日本法とする。

制定：2019年11月17日